

次の世代に残すべき信頼社会の構築に向けて

～国民と行政の信頼ブリッジ「新たな ID 制度」の実現～

日本 IC カードシステム利用促進協議会 (JICSAP)

電子行政研究会

2011 年 2 月

目次

1. はじめに	2
2. 本提言における国民 ID の捉え方	4
3. 現状の課題：不信の連鎖により失われた信頼.....	5
4. 目指すべき社会像としての信頼社会	6
5. 信頼社会の実現に向けて：国民と行政の信頼ブリッジ「国民 ID」の実現	7
6. 国民 ID 実現にむけた具体的検討の考え方.....	9
6. 1 国民 ID 実現モデルを検討するに際して必要となる観点.....	9
6. 2 国民 ID の実現形態の例示	11
6. 3 国民 ID 実現に向けた留意点	14
6. 4 国民 ID 実現にむけた具体的検討の考え方について	15
7. まとめ.....	16
8. 終わりに	16

1. はじめに

番号制度の導入に向けては、政府においてその具体的検討が着実に推進されている。国家戦略室は2010年6月に「社会保障・税に関わる番号制度検討会中間とりまとめ」を発表しパブリックコメントの募集を実施、さらに2010年10月に設置した社会保障改革担当室「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」に検討の場を移し「共通番号」に関する法案提出に向けて検討が推進されている。また、IT戦略本部は2010年8月に「電子行政に関するタスクフォース」設置し「国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備」の検討を実施している。一方、民間においても（社）日本経済団体連合会が「豊かな国民生活の基盤としての番号制度の早期実現を求める」提言を2010年11月に発表、また2010年12月に生活者の視点に立った「共通番号」制度に向けた国民合意形成運動の推進を目的として「わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会」（代表：北川正恭・早稲田大学大学院教授）が発足している。（図1）

このような中で、JICSAPでは電子行政研究会を設置し2010年3月より国民ID¹の検討を進めてきた。日本国内においては、不信頼社会による閉塞感が漂い、国際社会からも取り残されつつある。この不信の連鎖を打破するためのインフラとして、番号制度の導入・普及が起爆剤であり、喫緊の課題であると考え。

今、日本の社会に求められているのは、国民による義務の履行／権利の行使、及び行政による責務の遂行／権限の行使が、国民と行政との間の信頼関係の下で確実に実施される社会（信頼社会）の実現である。さらには、行政に限らず、官民が連携した広い分野での信頼社会の実現を目指すべきと考え、このような信頼社会実現のための基盤として国民IDを位置づけ、検討を進めてきた。

また、より具体的な国民IDの実現形態を今後検討するにあたって考慮すべき項目について、技術的な観点から検討した。

JICSAP電子行政研究会での検討内容が、今後の新たなID制度の検討・議論に資することを期待し本提言を示す。

¹ IT戦略本部では「国民ID」、国家戦略室では「共通番号」として検討が進められているが、本提言では番号制度の総称として「国民ID」という言葉を用いる。本提言における「国民ID」の定義については2章に示す。

民主党		(マニフェスト2009): ・社会保障庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。 ・所得の把握を確実にするため、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。 (インデックス2009): ・税と保険料を一体的に徴収し、未納・未加入をなくす。 ・国税庁のもつ所得情報やノウハウを活用して適正な徴収と記録管理を実現する。 ・「税と社会保障の抜本改革調査会」の新設を決定。(2010.09.29)
政府関係	政府税制調査会	(2010.1.31菅財務相) ・今年中ぐらいに大体の方向性が見えてくる。来年の国会にでも(法案を)出せる形にできればいい。実際の制度導入は関連法成立から1~2年先になる。(2010.1.17峰崎財務副大臣) ・導入には十分な周知期間を確保する必要があるため、早期に方向性を定める必要がある。 (2009.12.3第18回税調議事録抜粋) ・政権期間中の導入に向けて、PTを設けて議論することとする。 ・PTでは歳入庁の議論も行い、社会保障の給付及び徴収、納税をセットで考える。
	社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会	・税と社会保障の 共通番号 制度について、関係閣僚が参加する検討会を設置。 ・検討会の会長には菅財務相が就任。副会長に平野博文官房長官、仙谷国家戦略相、原口一博総務相、長妻昭厚生労働相がそれぞれ就く。(2010.1.22菅財務相) ・中間とりまとめを発表し、パブリックコメントの募集を実施。(2010.6.29) ・内閣官房 副官長補室の下に社会保障改革担当室を設置し(2010.10.29)、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」に検討の場を移動。「社会保障・税に関する番号制度についての基本方針」を発表。(2011.1.31)
	IT戦略本部	・「新たな情報通信技術戦略」において、 国民ID の整備を行う事を明記。(2010.5.11) ・「電子行政に関するタスクフォース」を設置(2010.8.9)し、「国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備」の検討を実施。
	その他	・峰崎内閣官房参与の主宰するWGとして、「個人情報保護ワーキンググループ」及び「情報連携基盤技術ワーキンググループ」を設置。(2011年2月)
その他	日本経団連	共通番号制度が必ず実現するよう、早急に制度の法制化までのロードマップを策定するとともに、既存の各種番号との関係整理や住基ネットの有効活用などを図っていくべきである。企業コードについても、現在、国・地方を含め行政機関ごとに異なっており、政府内部での一元化により情報連携を図るべきである。(2009.11.17提言)
	わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会	・主権者である国民や生活者の視点に立った「共通番号」制度の早期実現に向け、国民合意形成運動の推進を目的として2010.12.5発足。(代表:北川正恭・早稲田大学大学院教授、事務局:公益財団法人日本生産性本部)
	自民党	(2009.3麻生首相指示) ・希望する各人、各企業に、「電子私書箱」をつくり、ICカードにより、いつでも安心して、国又は地方団体をもつ、各人(各企業)の情報を入手し、電子私書箱にためることができる。 ・その情報を、電子私書箱を経由して、他の機関にわたすことができる。 ※いわゆる「国民総背番号」とは違い、希望する国民に対してのみ提供され、国民が行政プロセスを監視するためのもの。

図1 番号制度を巡る主な動向

2. 本提言における国民IDの捉え方

政府において、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」では「共通番号」、「IT戦略本部」では「国民ID」の議論がされているが、本提言においてはこれらを総称した新たなID制度として「国民ID」という言葉を用いるものとする。以下、本提言での「国民ID」を、本人を一意に特定するとともに、本人と本人の情報とを紐付ける仕組みとして次のように幅広く定義する。

【国民ID】：個人コード等を利用して、本人を一意に特定する仕組みであり、次の2つの要素からなる（図2）。

（1）本人確認

対面又はオンライン窓口にて、利用者本人であることを確認し、利用者の情報を紐付けること。本人を識別／確認するための情報と、それを記載／格納する媒体からなる。

（2）データ連携

分野間で利用者の情報を紐付けること。系統的に同一人の情報を紐付けるするために「連携用個人コード」を活用する。情報の紐付けに加え、情報連携の際の証跡記録の管理や、利用者がそれを把握できる仕掛け、第三者機関による監視・監査による個人情報保護対策も必要。

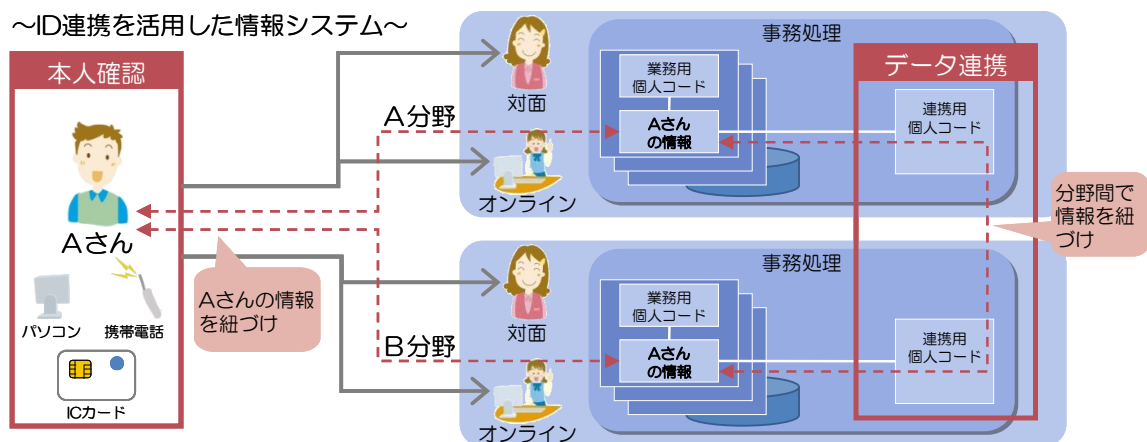


図2 本提言における言葉の定義

3. 現状の課題：不信の連鎖により失われた信頼

現在、国民や行政の間では以下のような、確実な行政処理がなされないことへの不信や、制度や社会に対する不信が発生しており、社会問題化している。

(1) 行政処理への不信

- ・宙に浮いた年金記録問題
- ・行政、さらには民間事業者における事務処理の煩雑化
- ・本人確認事務の煩雑化による、成りすましや人違いというリスク
- ・事務や制度の隙間をついた不正や犯罪

(2) 制度や社会に対する不信

- ・社会保険（年金、医療保険等）の持続性への疑問
- ・真に手を差し伸べるべき人への適正な支援が困難
- ・生活者目線での不公平感
- ・所得の格差、機会の不公平等

このような不信は、互いに連鎖を引き起こし、国民においては行政への不信・不満感や国民間での不公平感を誘発、行政においては処理の不確実性や国民への不信感を引き起こしている（図3）。

このような問題を解決し不信の連鎖を打破するためには、国民・行政のお互いが「義務を履行し権利を尊重する」という責任を果たす環境作りが必要であり、不信社会から信頼社会への転換が、喫緊の課題として求められている。

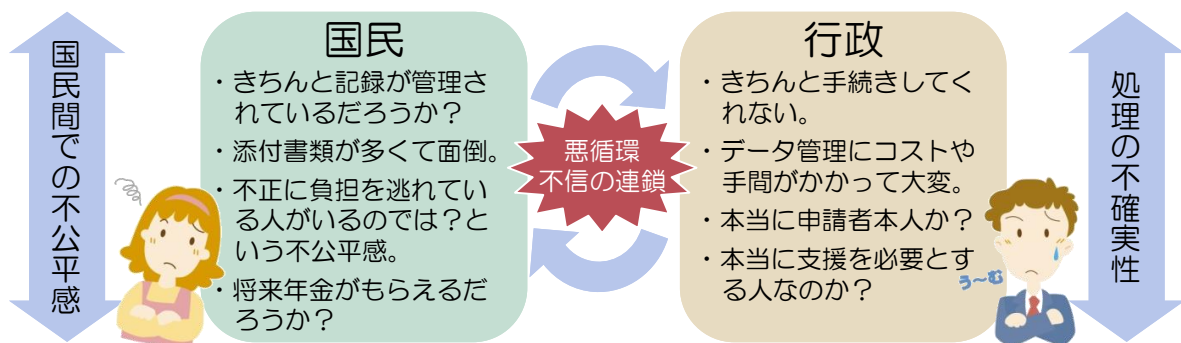


図3 不信の連鎖

4. 目指すべき社会像としての信頼社会

「信頼社会」とは、国民の不信が解消されると共に、不要な監視・手続きにしばられない生き活きとした社会である。国民IDを活用し、国民・行政が互いに責任を果たす新しい生活環境を作ることによって、互いに信頼し合える「信頼社会」が実現される。(図4)

このような「信頼社会」を次の世代に残していくためには、主に次の二つのポイントが重要となる。

- (1) 「信頼社会」への第一歩は、将来ビジョン策定であり、これを基にビジョンへの道筋を作る法制度、国民・企業にメリットのある効果的な行政サービスの実現が重要である。
- (2) 「信頼社会」の実現には、法制度と情報通信技術を密に連携させながら進化させる事が重要である。そのために、官民が融和した制度や体制が必要である。

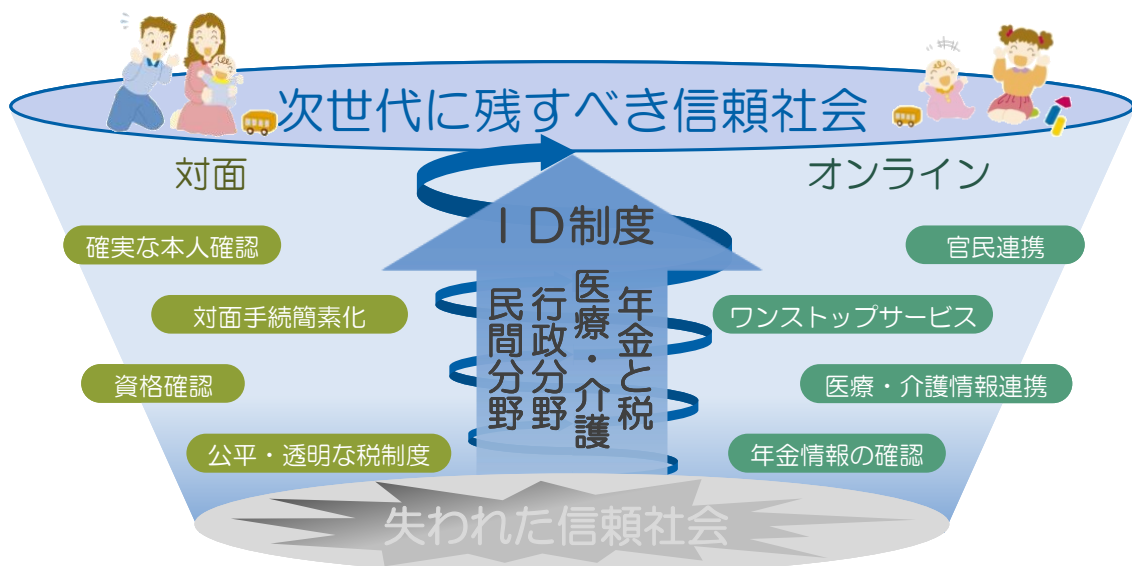


図4 次の世代に残すべき信頼社会

5. 信頼社会の実現に向けて：国民と行政の信頼ブリッジ「国民ID」の実現

信頼社会を実現するためには、その基盤となる国民IDの実現が大きな起爆剤となる。現状は国民IDが整備されておらず、様々な不信感を引き起こしている。これらの不信感が発生する根底には、次の2つの要因が存在する。

(1) 現状、本人確認は対面やオンラインで様々な方法で実施されているが、全国民が利用できる確実な本人確認の手段が存在しない。

(2) 現状、自治体や国、民間の様々な分野で利用者の情報が管理されているが、これら情報は各組織ごとに独立に管理されており組織間での情報の連携ができない。

これら要因を解決し、不信社会から信頼社会への転換の基盤となる仕組みが国民IDである。国民IDには、「本人確認」手段及び「データ連携」手段の、大きく二つの要素が必要である。(図5)

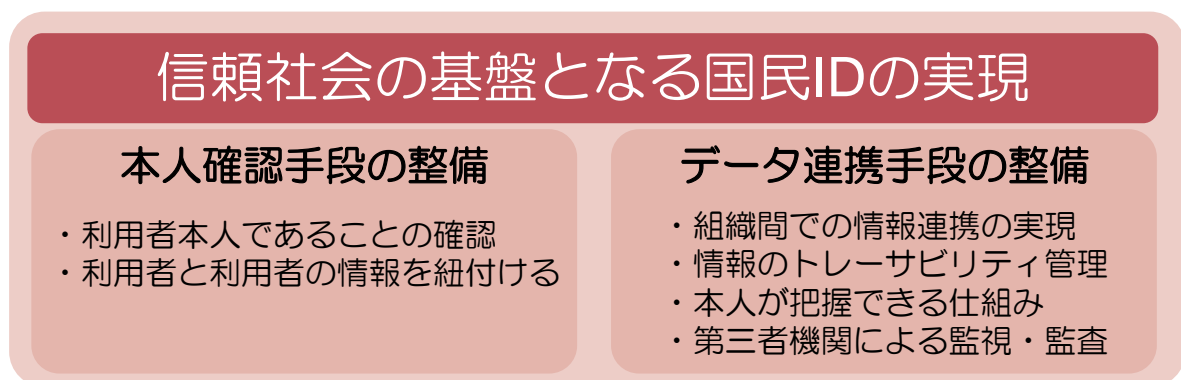


図5 国民IDに必要な二つの要素

このような国民IDという基盤の上で、

- ・義務の履行や権利の行使をより確実で効率的に実施（実施の確実性）
- ・きめ細やかな制度、便利なサービスの実現（サービスの向上）
- ・行政や民間を含めた社会としての効率向上（コストの削減）

を実現することが可能となる。これにより、お互いの信頼関係の下で、国民は義務の履行／権利の行使を確実に実施し、行政は責務の遂行／権限の行使を確実に推進することが可能となる。すなわち、国民IDは国民と行政の信頼ブリッジの役割を果たす仕組みであり、信頼社会実現のための基盤となるものである（図6参照）。

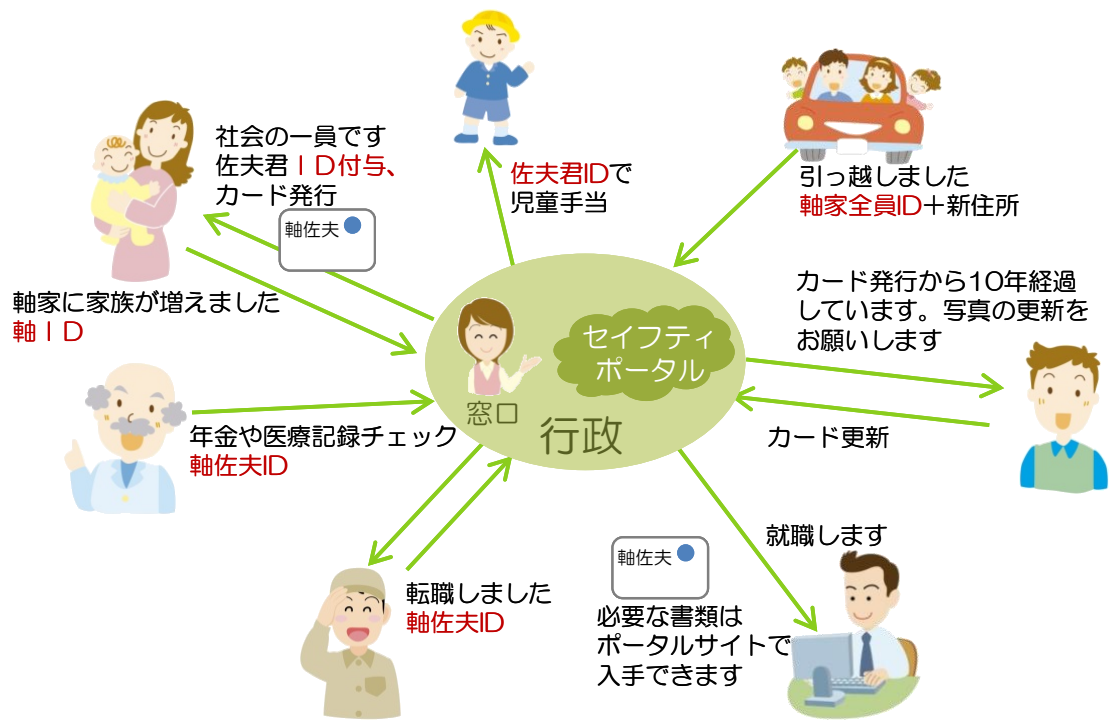


図6 国民IDの導入で実現できる社会像

6. 国民 ID 実現にむけた具体的検討の考え方

国家戦略室が発表した「社会保障・税に関わる番号制度検討会中間とりまとめ」では番号制度実現に向けた視点として、利用範囲、制度設計（番号・情報管理）、保護の徹底の3つが示されている。しかし、国民に受容され、実現性の高い国民 ID を実現するためには、これら3つ以外にも検討すべき観点多岐にわたって存在する。以下に、国民 ID 実現に向けた今後の具体的検討において、特に技術面を中心として考慮すべきと考えられる観点を示す。

6. 1 国民 ID 実現モデルを検討するに際して必要となる観点

政府検討会や民間団体において、様々な国民 ID のモデルが検討されている。これらモデルの検討においては各モデルを評価するための評価軸を整理することが必要である。様々な評価軸が考えられるが、「効率性及び利便性」、「プライバシー」、「移行容易性」という3つの軸についての評価は必須であるとする。

これら3つを軸にした国民 ID のモデルを以下に示す。

(1) 効率や利便性を追求したモデル (図7)

①本人確認方法

- ・国民へ、連携用個人コード (ID-X) が記載されたカードを配布
- ・対面での本人確認には、利用者が各分野窓口において共通の番号を提示
- ・オンラインでの本人確認には、連携用個人コード等が記載された電子証明書を活用

②データ連携方法

- ・連携用個人コードとして、全ての分野で同じ番号を利用
- ・連携用個人コード (ID-X) を用いて、各分野間で直接情報連携を実施

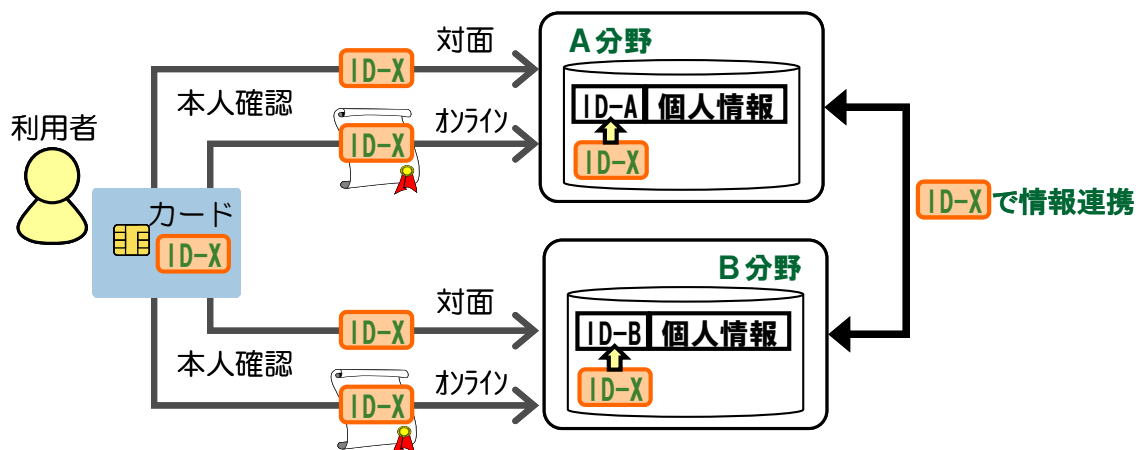


図7 効率や利便性を追求したモデル

(2) プライバシーを最大限配慮したモデル (図 8)

①本人確認方法

- ・国民へ、基礎となる ID (ID-X) が記載されたカード等を配布
- ・対面での本人確認には、基礎となる ID から分野 ID を生成したものを、各分野窓口において提示
- ・オンラインでの本人確認には、電子証明書等を活用

②データ連携方法

- ・連携用個人コードとして、基礎となる ID と、それから暗号演算等で生成した分野毎の ID を活用する
- ・自組織の分野 ID を基に相手組織の分野 ID を ID センタから取得し、情報連携を実施

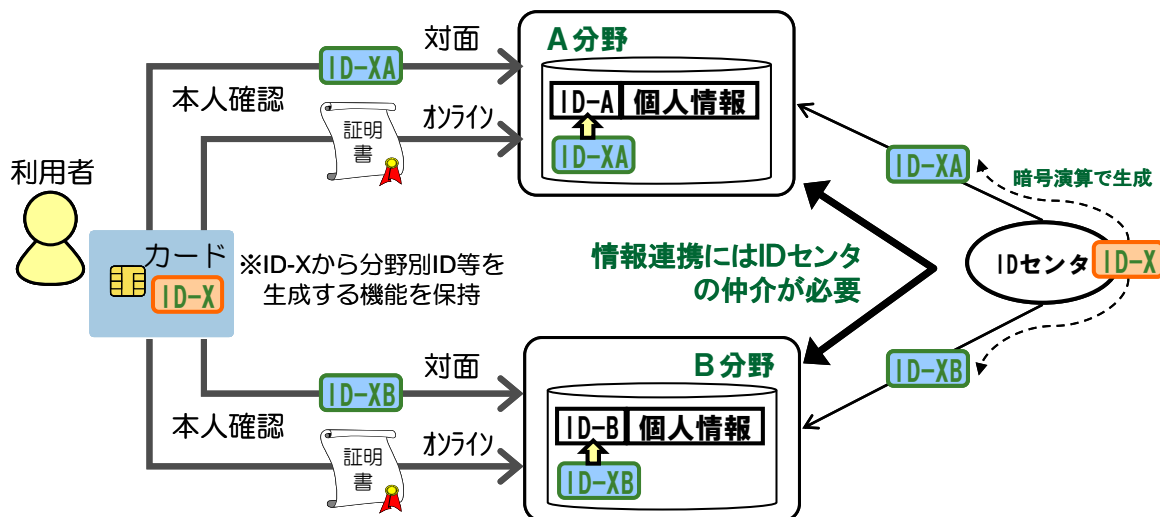


図 8 プライバシーを最大限配慮したモデル

(3) 移行を考慮した実現性重視のモデル (図 9)

①本人確認方法

- ・新たにカードは配布せず、既存のカードを活用
- ・対面での本人確認には、既存のカード等を提示 (既存の分野 ID を提示)
- ・オンラインでの本人確認には、電子証明書等を活用

②データ連携方法

- ・各分野の既存の業務用個人コードを、連携用個人コード (ID-X) と紐付けて ID センタへ登録し、ID 変換するモデル
- ・自組織の業務用個人コードを基に相手組織の業務用個人コードを ID センタから取得し、情報連携を実施

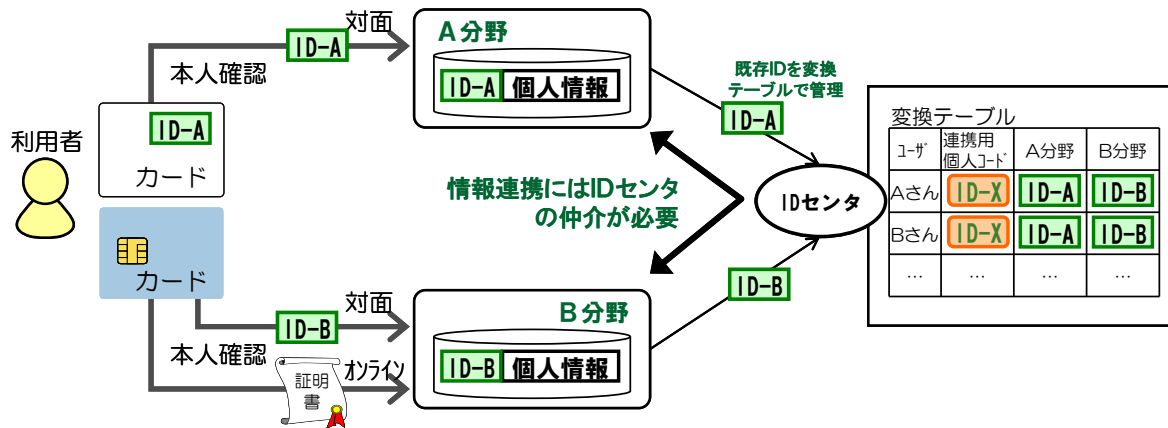


図9 移行を考慮した実現性重視のモデル

6. 2 国民IDの実現形態の例示

国民ID実現モデルの具体的な実現形態を詳細検討するにあたっては、国民IDの発行、国民IDの利用、国民IDの変更・失効、その他（全体に関わる事項）、という4つの側面から検討することが必要である。これら各側面において、具体的な実現形態を次に例示する。

(a)国民IDの発行

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
発行	1	番号の発番	住民を管理する元となる台帳に発番した連携用個人コードを記載する。	住民のリストと生成した基礎となるIDを紐付ける。基礎となるIDから暗号演算により分野毎に分野IDを発番する。	住民のリストと連携用個人コードを紐付ける。
	2	名寄せの方法	各情報保有機関がすでに保持している4情報と、元となる台帳に記載された4情報を名寄せ及び調査し、各情報保有機関の台帳に連携用個人コードを記載する。名寄せ結果を国民に通知するとともに、不明な情報については国民に連携用個人コードの告知を求める。	各情報保有機関がすでに保持している4情報と、元となる台帳に記載された4情報を名寄せ及び調査し、各情報保有機関の台帳に分野IDを記載する。名寄せ結果を国民に通知するとともに、不明な情報については国民に分野IDの告知を求める。	各情報保有機関がすでに保持している4情報と、元となる台帳に記載された4情報を名寄せ及び調査し、IDセンターの変換テーブルに業務用個人コードを記載する。名寄せ結果を国民に通知するとともに、不明な情報については国民に業務用個人コードの告知を求める。
	3	紐付けの責任者	各情報保有機関の責任で情報の保有者のコードとして連携用個人コードを記載する。連携用個人コード不明者及び4情報の異なる者に対して調査を行い、情報の正確性を図る。	各情報保有機関の責任で情報の保有者のコードとして分野IDを記載する。分野ID不明者及び4情報の異なる者に対して調査を行い、情報の正確性を図る。	各情報保有機関の責任で情報の保有者のコードとして業務用個人コードをIDセンターへ記載する。業務用個人コード不明者及び4情報の異なる者に対して調査を行い、情報の正確性を図る。
	4	利用する番号（可読とするか）	手で転記が可能な番号体系とする。口座番号やクレジット番号と同等のイメージ。	基本的に基礎となるID、分野IDとともに不可読な番号（機械番号と同等のイメージ）。	連携用個人コードは、システム内部で利用する整理番号であり、不可読な番号とする。

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
発行	5	利用者への配布	ハガキで通知し、市町村窓口にてIDカード、もしくは既存の分野カードを配布する。なりすまし防止のため、カードを発行した際に、葉書でその旨を通知する。	ハガキで通知し、市町村窓口にてIDカード、もしくは既存の分野カードにIDを格納する。なりすまし防止のため、カードを発行した際に、葉書でその旨を通知する。	不可読な情報であり、必ずしも配布する必要はない。
	6	カードの利用	・基本は写真と識別コードが記載されたカード。偽造防止のため券面情報をICチップ内に格納する。 ・オンライン利用を希望する人は署名（および認証）機能付きのICカード。	・基本は写真と識別コードが記載されたカードであり、分野ID生成機能を備える。偽造防止のため券面情報をICチップ内に格納する。 ・オンライン利用を希望する人は署名（および認証）機能付きのICカード。	各分野の既存のカード等をそのまま利用する。
	7	IDセンタで管理する情報	異動内容が反映された基本4情報と連携用個人コード。	暗号演算の鍵。 (4情報と基礎となるIDは持たない運用が可能)	異動内容が反映された基本4情報と連携用個人コードと紐付けされた各業務用個人コード。
	8	既存業務、既存システムで実施する事	既存のデータに連携用個人コードの項目を追加し、外部とのやり取りは連携用個人コードを使う。データのクレンジング、システムへの影響確認、国民のコンセンサスを得た上で、既存業務用個人コードを廃止する。	既存業務において分野IDと既存の管理情報を結びつける。システムで使われていた既存の業務用個人コードと分野IDを紐付ける。外部とのやり取りに分野IDを使う。	既存業務は、業務用個人コードを、本人の連携用個人コードと紐付けてIDセンタへ登録する。 外部とのやり取りにIDセンタを経由する。

(b)国民 ID の利用

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
利用	1	【情報連携】 情報連携の方法	連携用個人コードを用いて、法律に基づいて各分野間で直接情報連携を実施。	自組織の分野IDを基に相手の分野IDをIDセンタへ問い合わせることにより取得し、情報連携を実施。	自組織の業務用個人コードを基に相手の業務用個人コードをIDセンタへ問い合わせることにより取得し、情報連携を実施。
	2	【情報連携】 情報連携の制限方法	法制度で連携用個人コードを利用できる組織や業務を制限する。	法制度での制限に加え、IDセンタにおけるID変換制限やログ監査により系統的に牽制。	法制度での制限に加え、IDセンタにおけるID変換制限やログ監査により系統的に牽制。
	3	【情報連携】 連携用個人コードの利用範囲	官・民含め、法律で定められた組織・業務のみ、当該人の情報管理において連携用個人コードを利用する。	分野IDは分野毎に異なる番号を利用する。	業務用個人コードは現状と同様分野毎に異なる番号を利用する。
	4	【本人確認】 対面での本人確認方法	利用者が各分野窓口において連携用個人コードおよびカードを提示。	利用者が各分野窓口において、基礎となるIDから分野IDを生成したものを提示。	各分野の既存の本人確認方法をそのまま利用する。
	5	【本人確認】 オンラインでの本人確認方法	連携用個人コードの告知と公的個人認証で確認する。	電子証明書等を活用。	各分野の既存の本人確認方法をそのまま利用する。

(c)国民 ID の変更・失効

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
変更・失効	1	連携用個人コードを変更した場合の実施事項	全ての組織に対して、変更後の連携用個人コードをID発行者から連絡し、コードを更新する。その際にコードの変更履歴を管理する。個人に配布した連携用個人コードが記載されているカードを失効し、再作成する。	基礎とするIDを変更した場合、全ての分野に対して、変更後の分野IDを連絡し更新する。 個人に配布した基礎とするIDが格納されたカードを更新する。	IDセンタの管理情報の更新のみであり、各システムや国民には影響なし。
	2	連携用個人コードの再利用	連携用個人コードの再利用はしない。又は一定期間は再利用不可とする。	基礎とするIDの再利用はしない。又は一定期間は再利用不可とする。	連携用個人コードの再利用はしない。又は一定期間は再利用不可とする。
	3	連携用個人コードの変更手続き	家裁により然るべき理由によって許可された場合のみ、可とする。	家裁により然るべき理由によって許可された場合のみ、可とする。	家裁により然るべき理由によって許可された場合のみ、可とする。

(d)その他（全体に関わる事項）

分類	#	観点	①効率性と利便性を追求したモデル	②プライバシーを最大限配慮したモデル	③移行を考慮した現実性重視のモデル
その他	1	不正利用時や連携用個人コード漏洩時の名寄せリスク	全ての組織において保持している情報が名寄せされるリスクがある。ただし、すべての組織が同時期に大量のデータを漏洩した場合に起きる。	各分野において保持している情報が分野を跨いで名寄せされるリスクがない。	連携用個人コードの漏洩だけでは名寄せは行われない。IDセンタの変換テーブルが漏洩した場合は名寄せが行われてしまう（ただし各システムから情報を取得できるわけではない）。
	2	連携用個人コード漏洩時の影響範囲（再付番が必要な範囲）	連携用個人コードを再付番し、全ての組織において連携用個人コードの変更を実施。	分野IDの漏洩時、当該分野IDを再付番し、当該分野においてIDの変更を実施。	IDセンタの管理情報を更新すれば良く、各システムには影響なし。
	3	暗号アルゴリズム危殆化・移行の影響	基本的にはない。	新たな暗号アルゴリズムを用いて基礎とするIDから各分野IDを再生成し、全ての組織で分野IDの変更を実施。	基本的にはない。
	4	日本での歴史的経緯から見た懸念事項（社会背景、国民感情）	過去に、国民総背番号制に対する国民の感情的な反発があったが、この総背番号を連想させる方式であることが懸念事項。	特になし。	特になし。

6. 3 国民 ID 実現に向けた留意点

国民 ID の実現にあたっては、下記留意点についても方針を検討し推進する必要がある。

(1) 導入の手順や時間的ファクタ

国民 ID の導入にあたり、どの分野から導入を開始するのか、将来的にどのような時期にどのような分野で国民 ID を活用する予定とするのかなど、導入の手順や時間的ファクタをあらかじめ検討し、国民の理解を求めることが必要である。

(2) 民間における国民 ID の利用

民間における国民 ID の扱いについて考慮した制度設計とすることが必要である。また、国民 ID は行政機関だけでなく、民間事業者における効率化に資するようになるように、考慮する必要がある。

(3) 業務分担や責任範囲の明確化

例えば、各業務用個人コードの紐付けを誰が実施するのか、国民 ID と結びつく氏名や住所の確からしさは誰が責任を持つのかなど、誰がどのような業務を実施するのかを明確にする必要がある。また、これら業務に対する責任分解点を明らかにする事も重要である。

(4) 第三者機関の設置

国民の信頼感向上の為に、以下のような役割を果たす第三者機関を設置することが必要である。

- * 国民からの相談窓口
- * 立ち入り調査、監査の実施（定期/随時）
- * アクセスログの解析による不正の調査
- * 個人情報保護に関するルール作り、データマッチング可否等の判断等

(5) 政府における個人情報取扱の透明化

国民 ID の導入により、個人の情報が政府等により濫用（必要以上の情報マッチング、目的を超えた個人情報の活用等）されるのではないかという不安やリスクが高まる事が懸念されるため、個人情報の取り扱い状況は、なるべく透明化すべきである。

このため、第三者機関の設置に加えて、個人情報保護法の見直しや情報公開法の設置など、個人情報の濫用防止を制度的に整備したり、自分の情報の状態を閲覧できる仕組みを設けるなどの対策が必要である。

(6) 技術で対策すべき事項と制度で対策すべき事項

プライバシーの問題や成りすまし防止など、様々な課題があるが、どこまで技術で対策すべきか、制度での対策のみでも良いのかを検討し、技術で対策すべき範囲を見極める必要

がある。

(7) 国民 ID の配布は任意か、強制か

携帯用個人コードは国民全員に付番するのか、希望者のみにするのか。また、本人確認手段（対面／オンライン）についても、国民全員に配布するのか、希望者のみとするのかを、検討する必要がある。

(8) 本人確認手段の整備

対面での本人確認手段は、全国民に対して配布し、確実な本人確認手段を常に身につける習慣付けをしていくことが必要である。

オンラインでの認証手段は、ネットワーク上の脅威への対策を十分に考慮した認証手段を整備する必要がある。

(9) 格納媒体及び搭載する情報

本人確認手段の格納媒体は、利用者の利便性を考慮し、携帯電話や IC カード等から選択可能にするなど、柔軟な運用を検討する必要がある。また、媒体に搭載する情報についても、例えば可読のコードとするのか、非可読のコードとするのか等、どのような情報を搭載すべきかを検討する必要がある。

(10) コストと費用対効果の検討

国民 ID の実現形態に応じた導入コスト及び運用コストを試算する必要がある。またそのコストに対してどれだけの効果が得られるかの検討を実施し、国民に示す必要がある。

(11) 国民 ID のライフサイクルや導入・移行方法の検討

国民 ID のライフサイクルを踏まえ、導入・移行における具体的な実現形態を検討する必要がある。なお、国民 ID が配布される人数や、国民 ID を配布する組織数、トランザクション数など、定量的な観点からの検討も重要である。

(12) その他具体的な実現方法の検討

複数の業務用個人コードの名寄せ方法、セキュリティ確保の仕組み、権限移譲の仕組み等、具体的な実現方法を検討する必要がある。

6. 4 国民 ID 実現にむけた具体的検討の考え方について

国民 ID の実現形態の検討に当たっては、実現モデルを策定し、それらモデルの実現形態の具体化を行うことになる。実現モデル選定における評価軸、モデルの実現形態検討における検討項目については、本提言で示す項目を含めた広い観点での検討を推進すべきである。

7. まとめ

次の世代に残すべき信頼社会の基盤として、国民 ID を早期に実現すべきである。

現状の日本社会で起こっている「行政処理への不信」や「制度・社会に対する不信」を解消し、国民や行政、民間企業が互いに信頼できる「信頼社会」の実現に向け、国民 ID は重要な役割を果たすものである。

また、この信頼社会を実現する基盤となる国民 ID においては、公正かつ確実な処理を実現するために、

- ・利用者の本人確認と、利用者の情報を結びつける「本人確認」、
- ・組織間の情報連携の基盤となる「データ連携」、

の2つの要素を備えることが必要である。

8. 終わりに

国民 ID 実現形態の検討においては、目的の明確化、評価軸の整理、広い観点での検討を推進することが必要である。これにより、国民の理解を深め社会的に受容可能で、日本の行政業務に適合するような国民 ID を実現することが可能となると考える。

なお、行政サービスは、行政機関以外に民間事業者が関係して成り立っているケースがあり、国民 ID の制度設計をしてゆく上で民間利用の範囲（利用すべき業務、利用しても良い業務、利用してはならない業務等）と内容（民間事業者における効率化に資する内容等）の検討は避けることのできない課題であるということを最後に述べておきたい。